

「サポート校」における学校文化

—「学校文化」なるものの特性解明の前提として—

遠 藤 宏 美

はじめに

本稿の目的は、通信制高校の生徒を支援する「サポート校」を対象に、そこでの「学校文化」なるものの現状を明らかにすることである。「サポート校」は、学校制度のうえでは周辺部に位置する民間教育機関であるにもかかわらず、程度の差こそあれ、既存の「学校」に特徴的であった学校文化を利用しながら「一条校(学校教育法第一条に規定される学校)」である通信制高校の生徒の学習を支援する施設である。本稿ではその「サポート校」における「学校文化」なるものの現状を描き出すことで、制度的に曖昧な位置にあることにより顕在化していると考えられる、学校文化全体の「ゆらぎ」を把握し、「学校文化」なるものの特性解明の前提としようとするものである。

臨時教育審議会以降の一連の教育改革において、「特色ある学校づくり」をキーワードとしてさまざまな学校づくりが試みられてきた。高等学校においては特にその傾向が顕著に見られ、総合学科の新設、単位制の導入をはじめとした学校制度の多様化・弾力化が進行している。この帰結として、たとえば単位制の導入によって学年制が廃止され、生徒ひとりひとりが異なるた時間割を組み、同じ学校の生徒でも授業に出席する曜日や時間帯が異なるなど、多様な「学校」の姿があらわれている。すなわち、これまでの学校を形づくってきた学校文化の「ゆらぎ」とでもいべき風景が垣間見られるのである。

ところで「学校文化」とは、「学校集団の全員あるいはその一部によって学習され、共有され、伝達される文化の複合体」であり、「学校という組織ないし制度が普遍的に有する文化項目としての性格」と「それらが各学校の歴史や社会的文脈のなかで独特の展開を示すなかで形成された特質」のふたつを併せもつものとされている(耳塚 1986, 耳塚 1993)。この定義によると「学校文化」の範囲は広い。しかし從来の学校文化研究においては、近代以降の学校制度上に規定され

てきた「学校」、いわゆる「一条校」のみを前提に行われてきたものといえる。なぜなら、近代学校はその成立過程において法的に整備されていくなかで、設置基準などによって学校にかかる諸要素が規定されていたという経緯があり、「学校にかかる諸要素=学校文化」とみなされてきたからである。言い換れば、法制度的に正統である「学校」にはある一定の学校文化が存在することが自明視されており、それゆえにこれまでの学校文化研究が可能であった。しかしその前提としてゆるぎなかった学校制度が大きく変化しつつある現在、法制度上における正統な学校のみを対象として、また学校文化を所与のものとしてとらえた研究は限界に達しているといわざるを得ない。

したがって、本稿において「一条校」とそれ以外の教育機関とを結びつける位置にある「サポート校」に焦点を当て、そこでの「学校文化」なるものの現状を明らかにすることは、「学校」一般の学校文化の問題にアプローチする一步と考えることができる。

1. 「サポート校」の制度的・社会的位置

1-1 「サポート校」の制度的位置

「サポート校」を一般的に定義づけるならば、「通信制高等学校(高等学校通信制課程)に在籍する生徒が3年間で高校を卒業できるよう支援する、民間の教育機関」である。「サポート校」自体は学校教育法第一条に定める「学校」ではなく、専修学校、各種学校、あるいは学校教育法以外の法律に規定されている学校(たとえば防衛大学校や気象大学校)などの、法的な認可を受けた「学校」でもない。にもかかわらず「サポート校」は、「一条校」である通信制高校に在籍する生徒の支援を行い、ときには通信制高校と密接な連携をとりながら学校制度に規定される高校卒業資格の取得を支援することに力を入れている。そのような意味で「サポート校」は、学校にかかる法制度のうえでは周辺部に位置するものといえる。

「サポート校」と同様「一条校」ではなく、後期中等教育段階（中学校卒業後の教育）の学習を支援するいわば「周辺的教育施設」ともいるべき施設には、専修学校高等課程、定時制・通信制高校と技能連携を行う施設（以下、技能連携施設）、フリースクール、フリースペース、大検予備校、インターネット系教育機関などが挙げられる⁽¹⁾。専修学校高等課程（高等専修学校）は学校教育法第82条の2に規定されており設置基準も決められていることから、「一条校」ではない「学校」としてはもっとも法制度的な正統性が与えられているといえる。しかし専修学校高等課程を卒業しただけでは高校卒業資格（以下、高卒資格）は得られないため、学校教育法第45条の2に規定されている技能連携制度を利用することがある。専修学校以外に技能連携制度を利用する施設にはいわゆる企業内学校や、高卒資格と技能の習得を前面に打ち出した、「サポート校」と類似の施設がある。しかしそれらは法的な認可を受けているという点で「サポート校」とは一線を画している。フリースクール、フリースペースは「学校」という場に縛られない「フリー」な教育をめざす民間施設であり⁽²⁾、不登校を経験した子どもが多く利用することから、「一条校」との連携はなされないのが一般的である。しかしそこを利用する子どもたちは、社会へ出る際に高卒資格が求められる場合が多いことを考慮して、通信制高校で学んだり大学入学検定試験（大検）で高卒資格の取得をめざすことがある。大検予備校はその名のとおり、高卒資格を必要としない大検に合格することを目標とする予備校であるため「一条校」との連携はないが、大検の制度では定時制あるいは通信制の課程に在籍する生徒も受験が可能なため、両者を併用しながら効率的に大検合格をめざすケースが増えている。さらに近年では、通信制高校やアメリカの高校などと提携しながらインターネットを利用した在宅教育を行う、インターネット系教育機関も出現している。

以上をふまえて「サポート校」の制度的位置を示すと、以下の図1のようになる。

1-2 「サポート校」の社会的位置

ところで「サポート校」は1990年代前半に出現し、1990年代後半に急増したとされている。また「サポート校」に在籍する生徒は、2001年12月現在で全国で約9,200名となっているという（山口経済出版・教育オムニバス編集部編 2002）。しかし「サポート校」の定義が広く法的な規制もないため、文部科学省でもその正確な数や実態をつかんではない。

「サポート校」が急増した背景には、1990年代の不登校児童・生徒の増加により、彼らの居場所・学び舎としてフリースペースやフリースクールなどの施設が世間に認知されたことがあげられる。また、高校中退率が1990年代後半から2.5%を超えるほどに上昇したこと、大きな要因のひとつである。すなわち「サポート校」は、不登校を経験した生徒や高校を中退した生徒の受け皿として社会的に認知され、需要が伸びていったのである。現在ではそれらの特性をもつ生徒の利用に加え、中学校を新規に卒業した生徒が高校に代わる進学先として選択・進学するケースも増えているという。その前提にあるのは通信制高校とその利用者（=生徒）の増加である。近年は民間教育団体から発展した私立の通信制高校の新設が著しく（田口 1999）⁽³⁾、それらは学習障害（LD）のある生徒を対象として広域から生徒を募集するなど個性ある教育方針を打ち出して、より幅広い地域から多様な生徒を獲得しようとしている。また月数回しか登校が義務づけられない通信制高校のシステムは、生徒たちに魅力的に映る。しかしそれは同時に短所にもなりえ、3年間で卒業どころか学習についていくことや友人関係を構築することが難しいのが現実である。それゆえそのような通信制高校の生徒の学習や生活を支援する「サポート校」とその利用者は増加の一途をたどっているのである。

1-3 「サポート校」の特性

「サポート校」といっても、先に紹介したような定義は曖昧であるため、さまざまなタイプが存在する。「サポート校」における「支援」の範囲は施設によってさまざままで、通信制高校へ提出するレポートの作成の支援のみを行うものから、レポート以外の学習支援や生徒の生活指導までを含め、既存の高校と同様に行事を行うものまである。施設の形態面においても、学習塾や家庭教師派遣業者が副業的に「サポート校」事業をはじめたものから、通信制高校との業務提携を行い、「無認可」の「高校」という自負を持つものまで幅広い。指導の内容や方法に着目すると、不登校を経験した生徒が登校しやすいよう粗暴な生徒や「茶髪」の生徒を入学させないとするもの、予備校や進学塾を母体として大学進学を重視するもの、音楽・芸能・スポーツなどの才能を開発させることに力点をおくもの、電子メールやインターネットを活用し個別に指導を行うものなど、多岐にわたっている。

以上のように「サポート校」は、法制度上では周辺部に位置する「周辺的教育施設」の一部をなすものと

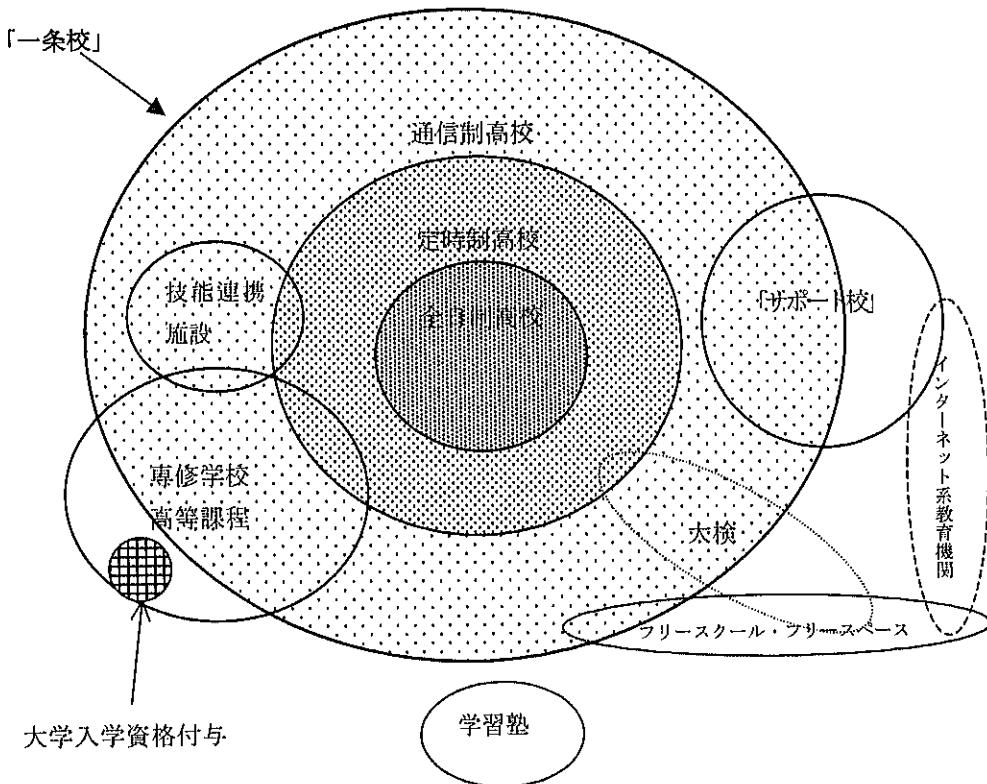


図1 後期中等教育段階の学習を支援する教育施設の制度的位置関係
(筆者が作成。ただし、田口 1999より示唆を得た)

いえる。本稿の目的は「サポート校」の「学校文化」なるものの現状を把握することであるが、他にも制度的に周辺部に位置する教育施設が広がりを見せて存在する以上、それらの施設にまで視野を広げて検討することが求められよう。

2. 「周辺的教育施設」の学校文化構成

そこで「サポート校」を含む、後期中等教育段階の学習を支援するいわば「周辺的教育施設」ともいいうべき施設の概略とそこにおける「学校文化」なるものの現状を把握するために、そのような施設に対して質問紙調査を実施し、調査結果を分析した。質問の内容は主に、「学校文化」なるものを構成する要素をとりあげて、どのくらいそれらが存在しているかを問うたものである。

調査の概要は以下のとおりである。

①調査対象：調査対象を選定するにあたって信頼できる全国リストは整備されている状態にないため、これらの施設を紹介する書籍・雑誌やインターネットによ

る検索結果等を手がかりにした¹⁴⁾。その結果、リスト・アップされた教育施設は277施設に及んだ。

②調査の方法と時期：2001年8月に、対象施設宛に郵送した質問紙調査で、同年11月までに返送のあったものを分析の対象とした。

③有効回答数・回答率：質問紙を送付した277施設のうち、宛先不明等を除いて送付が有効と確認されたのは240施設である。そのうち有効回答は101施設から得られ、回答率は42.1%となった。

2-1 「周辺的教育施設」の概要

(1) 所在地

「周辺的教育施設」は、東京・大阪を中心に大都市に集中しており、東京都と南関東（千葉・埼玉・神奈川の各県）を合わせた「首都圏」だけで4割以上を占める（表1）。

(2) 通信制高校への在籍義務

生徒の通信制高校への在籍は70%の施設が義務づけ

表1 「周辺的教育施設」の所在地 (N=101)
(単位: %)

北海道	東北	北関東	南関東	東京23区
4.0	4.0	5.9	19.8	19.8
東京市部	甲信越	北陸	東海	近畿
5.0	2.0	1.0	5.0	20.8
中国	四国	九州	沖縄	合計
2.0	0.0	9.9	1.0	100.0

ている。そのうち在籍すべき通信制高校を指定している施設は63施設、「指定はしていないが、推奨している通信制高校がある」のは15施設におよぶ。それらが指定/推奨する高校は、ほとんどが私立の広域通信制高校である。

(3) 施設名に使用する名称

施設の名称として「サポート校」あるいは「サポート」の語を使用することはほとんどなく、回答のあつた101施設のうちでは「サポート」を冠した1施設のみであった。施設の看板や入り口、あるいは宣伝広告等に「サポート校」と謳っている施設は数多くあるが、名称として使用することは皆無に近いといえる。

代わって多く使われるのは「高等学院」「学院」「学園」「高等部」などである。当然のことながら「一条校」ではないので「高等学校」を名乗ることは法律上許されない(学校教育法第83条の2)。もっとも多いのが「高等学院(33施設)」でおよそ3分の1を占める。「高等」を冠しない「学院(20施設)」のみの使用を含めると48施設と、全体の47.5%にものぼる。次に多いのが「学園(19施設)」と「高等部(19施設)」である。これらの名称は一般に学校法人の私立学校でも使用されており、なじみが深いものである。まだ一般に認知度の低いこれらの施設が「高校」と類似した教育活動を行っていることを示すためにこのような名称を使用しているものと考えられる。そのほかにも「学館」「アカデミー」「スクール」「スコーン」「カレッジ」など「学校」を想像しやすい名称があげられる。また、これらの名称を2つ以上組み合わせて用いている施設は30施設に

および、「高等部」と他の名称との組み合わせが多い(「〇〇高等学院高等部」など)。

(4) 「周辺的教育施設」の施設類型

先に述べたとおり、本調査では法制度的に周辺部に位置する教育施設を広く調査対象としており、専修学校高等課程や技能連携施設として法的に認可されている施設も含んでいる。そのためこのような施設を一括して論ずることには無理があり、またそこで行われる教育活動や関係者の認識の面においても、大きく異なるであろうことは容易に想像がつくことである。したがって、有効回答を得た101施設を以下のように分類した。本稿では調査結果をもとに、便宜的に「高等専修学校(専修学校高等課程)」「技能連携施設(専修学校以外の技能連携施設)」「サポート校」「学習塾(サポート事業も行っている学習塾)」「フリースクール(通信制高校生に対し個別に対応しているフリースクール・フリースペース)」の5つに分類した。

これらの分類基準は次のとおりである。「高等専修学校」は、専修学校として認可されている施設である。「技能連携施設」は本調査において、「学校教育法第45条の2に基づいて、通信制高校の技能連携施設として指定を受けている」と回答し、かつ専修学校として認可を受けていない施設である。ただし自由記述を含む他の回答内容を吟味し、当該施設が技能連携施設としてよりも「サポート校」との自己規定を強く持っている場合には、「サポート校」に含めた。

「学習塾」および「フリースクール」は、「生徒に通信制高校への在籍を義務づけているか」の質問で「義務づけていない」と回答した施設である。これらのうち、自由記述などから、運営主体がフリースクール・フリースペースやNPO(Non Profit Organization, 民間非営利組織)であるもので、かつ学習塾ほど学習に力を入れていない施設を「フリースクール」に分類した。そしてそれ以外を「学習塾」とした。

「サポート校」は、生徒に通信制高校への在籍を義務づけているもので、かつ他の類型に該当しない施設である。これは「サポート校」の定義に「通信制高校に在籍する生徒を支援する」ことがあることを重視したためである。

表2 「周辺的教育施設」の施設類型

「高等専修学校」	「技能連携施設」	「サポート校」	「学習塾」	「フリースクール」	計
18施設 (17.8%)	14施設 (13.9%)	50施設 (49.5%)	9施設 (8.9%)	10施設 (9.9%)	101施設 (100%)

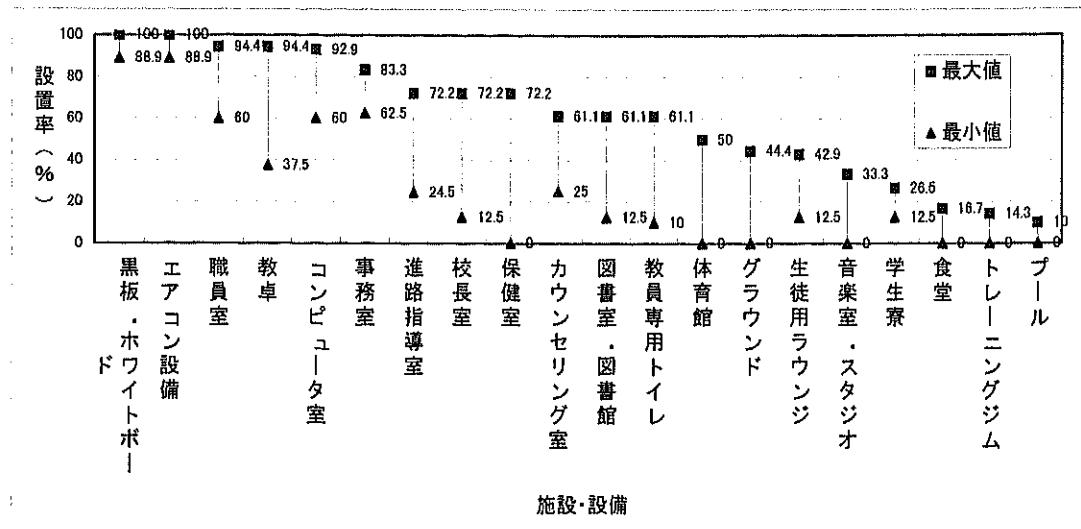


図2 「周辺的教育施設」における施設・設備設置率の幅

分類したそれぞれの施設数および割合は、表2のようになった。

2-2 「周辺的教育施設」類型別の学校文化構成

以下では「学校文化」なるものを体現していると考えられる諸項目について、先に分類した施設の5類型を用いながら、「周辺的教育施設」の学校文化構成を概観する。

(1) 施設・設備

施設・設備の設置率を「周辺的教育施設」の施設類型ごとに求め、その最大値と最小値をあらわしたのが図2である¹⁵⁾。「黒板・ホワイトボード」や「エアコン設備」は比較的どの施設でも設置されているようであり、設置率の差も小さい。設置率が低い「学生寮」「食堂」「トレーニングジム」「プール」も、設置率の差が小さく、「周辺的教育施設」全体においてはほぼ同様の傾向があるといえる。一方、「教卓」「校長室」「保健室」などは設置率の差が大きく、施設類型によって「学校文化」なるものの採り入れの現状に幅があることがわかる。

(2) 学校行事・活動

図3は学校行事・活動の諸項目について、「生徒に参加を義務づけて行っている」「自由参加で行っている」との回答を合計した数値を、施設類型ごとの最大値・最小値とともに学校行事・活動の実施率として示したものである。実施率の最大値に注目すると、比較的、

「入学式」「卒業式」などの儀式的行事の数値が高いことがわかる。また、実施率の差に注目すると、「SHR(ショートホームルーム)」や「定期健康診断」など差が大きく出るものが多い。ここでの実施率の最小値はすべて「学習塾」のものであり、学校行事・活動の採り入れをめぐって、ほかの施設類型との認識の差が大きいことがあらわれているといえよう。「フリースクール」においては最小値をとらず、むしろ他の施設類型に比べて高い実施率を示す項目もある（たとえば「林間・臨海学校」や「海外研修」は5類型のなかで最も高い数値を示す）。これは、「フリースクール」が他の施設に比べて生徒たちに学習以外の体験をする場を多く提供することをめざしているためだと考えられる。

(3) 学校のシンボル

学校のシンボルとなるものに「校章」「校歌」などがあり、またその学校を特徴づけるものに「校則」や「学校指定の運動着」などがあげられる。それらのシンボリックな項目の採用率を求めたところ大きな差がみられた。それぞれの項目における最大値(94.4%~44.4%)の多くは「高等専修学校」、最小値(12.5%~0%)は「学習塾」および「フリースクール」の値である。本調査において調査・分析の対象になっている施設のうち、もっとも制度的な正統性を付与されている「高等専修学校」において、このような学校の象徴ともいえる項目を採り入れており、逆にもっとも制度的正統性から距離をおく「学習塾」や「フリースクール」で

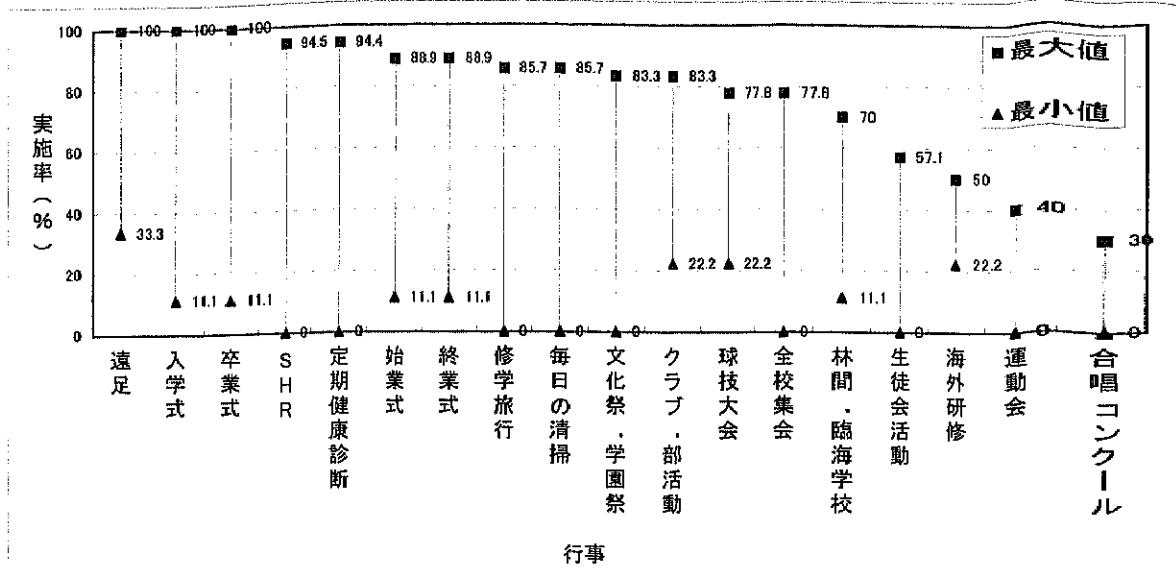


図3 「周辺的教育施設」における学校行事・活動実施率の幅

それらを探り入れていないことは、「学校文化」なるものと制度的正統性との関連を示しているといえる。

(4) 校則

校則として許可していることについても、その許可率には施設類型間で差がみられる。「アルバイト」を許可することは既存の高校でも敷居が低く、「サポート校」においても然りであり許可率は高く(最大値100%, 最小値77.8%), その差も小さい。一方で「パーマ」「ピアス」(許可率の差67.6%)「茶髪・染髪」(同62.0%)といった外見にかかわるものや、「非行の温床になる」と高校で禁止されがちな「バイク・車での通学」(許可率の差68.9%)「休み時間の校外外出」(同66.7%)「成年者の喫煙」(同64.4%)は、許可率に大きな差があり、施設類型間での認識の差がうかがえる。

(5) 行動を枠づけする学校文化

学校には多くの具現化された学校文化があるとされているが、そのなかでも人々の行動を枠づけする機能を持つものがある。たとえば時間割によって1日が区切られ、その区切りにはチャイムが鳴り「起立、礼」の号令で授業が開始あるいは終了となる。学期の合間に休みが入るなど、1年間が「時間」的に枠づけされる。また、学習する場として校舎は外界と区切られ、授業を受ける場も教室として区切られる。授業を受ける際の座席も指定されるなど「空間」面での枠づけがなされる。さらに教える者と教わる者はそれぞれ先生

と生徒と呼ばれて区別される。生徒は学年によって集団編成がなされ、さらに学級によって細分化されるなど、「人間関係や集団」の枠づけがなされる。このような枠づけ機能を持ち、いわば「学校的身体」を形成するような項目の採用率について先の施設類型ごとに見たところ、「長期休み」の設定(最大値100%, 最小値62.5%), 「卒業というしきみ」の存在(最大値100%, 最小値55.6%)など「時間」を枠づけする項目は、比較的多くの施設で採り入れられているようである。一方、「クラス」の設備、「担任」の配置(それぞれ最大値100%, 最小値0%), 「学年」別の指導(最大値92.9%, 最小値0%)など、「人間関係や集団」を枠づけする項目は採用率の差が大きい。

このように、法制度的に周辺部に位置し、後期中等教育段階の学習を支援する「周辺的教育施設」一般においては、「学校文化」なるものを体現する項目の採用率に差が認められ、「学校文化」なるものの現状に振れ幅が存在することが明らかである。そのことはすなわち、「周辺的教育施設」とされる施設においては、ある「学校文化」なるものを体現する項目について、その項目を学校文化として認識し、採り入れるかどうかが一様に定まってはいないということである。これまで「学校」には共通した学校文化があるとして行われてきた学校文化研究に異議を唱える結果となつたといえよう。

2-3 「サポート校」の学校文化構成

ここではさらに、「周辺的教育施設」の一部をなすものとして「サポート校」に着目し、そこでの「学校文化」なるものの現状を把握する。

(1) 始業時刻

「サポート校」においては午前9時00分から9時30分に全体の6割の始業時刻が集中し、午前10時00分までは9割以上の「サポート校」が始業することになる。しかしその詳細な時刻を見るとかなりの幅がある。また午後になってから始業する施設も存在する。

(2) 「サポート校」における授業・指導形態

「サポート校」における授業・指導形態については、「学校」で多くとられている「一斉授業が中心」の授業形態から、「個別指導が中心」の指導形態までさまざまな形態が存在する。また「一斉授業（一斉授業が中心＋一斉授業が中心だが個別指導も行う）」と「個別指導（個別指導が中心＋個別指導が中心だが一斉授業も行う）」の割合がほぼ等しくそれぞれ4割強を占めている。「一斉授業が中心」の「高等専修学校」「技能連携施設」「個別指導が中心」「学習塾」「フリースクール」に比べると、「サポート校」では授業・指導形態に関して一定の傾向を見出すことができない。

(3) 施設・設備の整備状況

施設・設備の20項目について「設置されている」と回答した数の合計から、「サポート校」における施設・設備の整備状況をみた（整備している程度：低0～高20）。これによると、「サポート校」の施設・設備の整備率は20%（整備度4）から55%（整備度11）の間に集中しながらも、整備率の値は整備度2から16まで幅広く伸びている。どの「サポート校」にも比較的多く設置されている施設・設備には、「エアコン設備(100.0%の施設に設置)」「黒板・ホワイトボード(同100.0%)」「職員室(同75.5%)」「教卓(同69.4%)」などがあり、学習環境の整備が中心になっていることがわかる。

(4) 学校行事・活動の実施と生徒の参加義務

「サポート校」における学校行事・活動の実施率を、生徒の参加を求める程度とともに示したのが図4である。「卒業式」「入学式」「始業式」「終業式」といった儀式的行事については実施率が高く、さらに生徒の参加を義務づけている場合が多い。一方、自由参加を含めた実施率は高いものの、参加を義務づけている率がそれほど高くないものに「遠足」「修学旅行」「林間・臨海学校」「クラブ・部活動」などがあげられる。このように「サポート校」のなかでも、どのような行事を探り入れ、どのくらい生徒に参加を求めるのかという

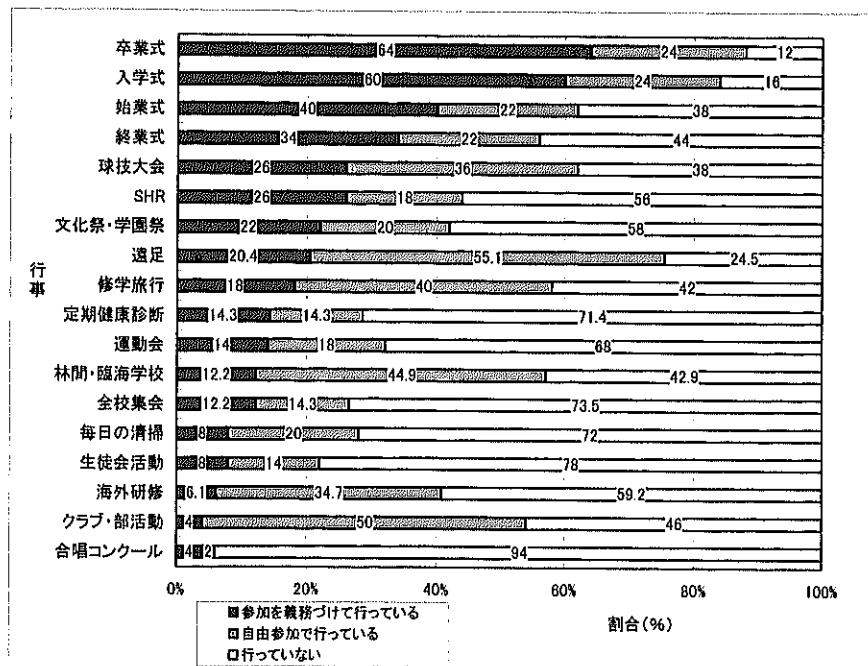


図4 「サポート校」における行事・活動の実施率と生徒の参加義務との関連

判断には、大きな振れ幅があることが明らかである。

(5) 「学校のシンボル」採用の程度

「校章」「校歌」「校則」「生徒手帳」「学校指定の運動着」「学校指定の上履き」「学校指定のカバン」「卒業証書」のシンボリックな「学校文化」なるものをあらわす諸項目を探り入れている数を合計した数値から、「学校のシンボル」採用の程度(採用されている程度：低0～高8)を見たところ、「サポート校」では一般にこれらの項目を探り入れていない傾向があった。しかし、採用度5や6といった高い値にも該当する施設が存在することから、一様に扱うことはできない。

(6) 校則の許可の程度

「サポート校」において許可されていることの数を合計した数値を、校則の許可の程度(許可されている程度：低0～高9)とした。これによると許可度6～9に「サポート校」の9割が集中し、禁止事項が少ない、すなわち「サポート校」は生徒の自由度が高い施設となっている傾向がみてとれる。一方で許可度1～3の低い値をとる施設もあり、生徒の自由を制限する施設とに二極分化しているということができよう。

(7) 枠づけの程度

「サポート校」における枠づけの機能を持つ項目を探り入れている数の合計から、枠づけの程度を見た(枠づけられている程度：低0～高13)。これによると、「サポート校」の枠づけの程度は5～13に幅広く分布し、枠づけ項目の採用状況を一口に言いあらわすことは難しい。しかし枠づけ度0～4の値を示す施設が存在しないことから、「サポート校」ではある程度、「学校的身体」を形成するような項目を探り入れていることがいえよう。また、この枠づけ項目の採用状況について、

ほかの施設類型と比較したところ、図5のようになつた。すなわち「サポート校」においては、ほかの施設と比べて枠づけ項目の採用に、より広い幅がみられたのである。このことからも、「サポート校」において「学校文化」なるものを体現する項目を探り入れるかどうかの判断が一定ではなく、ほかの施設と比べて「サポート校」間で幅があることが明らかである。

このように「周辺的教育施設」の一部をなす「サポート校」においても、そこでどのようなものを「学校文化」なるものとして認識して採り入れるかといった判断は、決して一様に行われているのではなく、それら諸項目の採用の程度に広い幅を見せていることが認められる。それは単なる「サポート校」の定義の曖昧さの問題ではなく、「サポート校」の位置する制度的な周辺性が大きく関わる。すなわち「サポート校」に分類される施設において、いかなる目標のもとでいかなる活動を行い、いかなるものを「学校文化」なるものとして採り入れるか(あるいは採り入れないか)の判断は、制度的な規制や制約がないために選択の余地ができる、それぞれの施設の思惑によって大きく左右するためである。「サポート校」は法制度に規定されない教育機関であるが、通信制高校生を支援するという面においてはその高校や制度に依拠するところも大きい。それが「サポート校」の学校文化構成の「ゆらぎ」を形成しているといえる。

おわりに

本稿では「サポート校」を中心に、法制度的には周辺部に位置し後期中等教育段階の学習を支援する施設を「周辺的教育施設」として、それらの施設における「学校文化」なるものを体現する項目の採用の程度から、「学校文化」なるものの現状を概観した。その結果、明らかになったことは次の2点である。1点目は、「周辺的教育施設」全体において、「学校文化」項目を採用する度合いに幅が見られ、特に制度的正統性が強いほどそれらの採用の程度も大きく、いわば法制度的に「正統」な「学校」を前提とした学校文化構成が行われていることである。2点目は、それらの施設のうちからさらに「サポート校」をとり上げてみたとき、「サポート校」においても「学校文化」項目の採用の種類や程度に大きな幅が存在することである。以上のことから次のようにいえるだろう。すなわち、これまで「学校文化」なるものは制度的な正統性に大きく依存して存在しえたこと、制度的正統性が弱い教育機関において

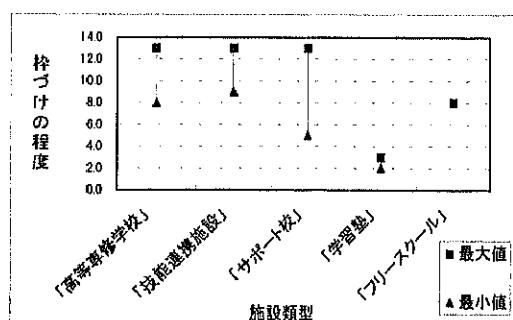


図5 「周辺的教育施設」類型別枠づけ程度の幅

は、そのような「学校文化」項目の採り入れにあたって依拠する論理がないため、何をどのように採り入れるかという点で「ゆらぎ」を見せること、である。

これは本論でとりあげた、「サポート校」のような制度的な正統性が弱い教育施設にのみあらわれる現象では決してない。現在進行中の学校改革がさらにすすみ、学校文化が依拠してきた学校制度がこれまで以上に大きく変化するとしたら、おそらく「一条校」の学校文化もゆらいでいくことが予想される。

今後明らかにすべきは、改革のさなかにある「一条校」を含むさまざまな教育機関において、「学校文化」なるものが存立する論理の析出である。その際、これまで学校文化を所与のものとしてとらえてきた視角ではなく、いったんそれを突き放し、宙に浮かせた形で「学校文化」なるものの存立とその根拠を問う視角から研究を行う必要がある。そのための理論的枠組みの精緻化や分析枠組みの構築が課題となるであろう。

[注]

- (1) 法制度的に周辺部に位置すると考えられる教育施設にはさまざまなもののが想定されるが、本稿ではそのなかでも「後期中等教育段階の学習を支援する」という意味において、「周辺的教育施設」として取り扱う。
- (2) フリースクールとフリースペースを一様に扱うことには問題があるが、その異同を問い合わせ、別の教育機関として扱うことは本稿の目的から逸脱するので、あえて一括して扱う。
- (3) 2002年4月には10校以上の通信制高校が開校を予定しており(2002年2月現在)、それらはすべて私立である(山口経済出版・教育オムニバス編集部編2002)。
- (4) 対象校選定にあたって参考とした資料は以下のとおりである。
馬場章(2000)『行ってみないかこんな「学校』』ハート出版／不登校情報センター編(1999)『不登校・中退生のためのスクールガイド』東京学参／学研編(2001)『学校が合わないときの居場所探し2001～2002年版』学習研究社／学研編(2001)『全国通信制高校案内』学習研究社／高校転入・編入レポート編集委員会編(1998)『高校転入・編入レポート』教育史料出版社／日本青少年育成協会編(2001)『不登校生・親・教師のためのもうひとつの進路と社会参加総ガイド'01～'02全国版』オクム

ラ書店／21世紀教育研究所編(2001)『21世紀 もうひとつの「学校」案内』主婦の友社／さんぽう編(2000)『The チャレンジャー もうひとつの進学ガイド2001～2002』星雲社／晶文社出版編集部(2000)『全国通信制高校サポート校・大検予備校ガイド2002年度用』晶文社出版／田口教育研究所編(2000)『不登校・中退者のための新しい学びの場2001』日本評論社／通信制高校レポート編集委員会編(1998)『通信制高校レポート'99』学術企画／山口経済出版・教育オムニバス編集部編(2000)『中学卒・高校中退からの進学 ステップアップスクールガイド2001年度版』りいふ・しゅっぱん／山口経済出版・教育オムニバス編集部編(2001)『小中高・不登校生の居場所探し全国フリースクールガイド2001～2002年版』りいふ・しゅっぱん。

およびインターネット検索サイト(Yahoo, Goo)による。

- (5) 図の見方:たとえば各施設類型の「黒板・ホワイトボード」の設置率は以下のとおりである。

「高等専修学校」	100.0%
「技能連携施設」	92.9%
「サポート校」	100.0%
「フリースクール」	90.0%
「学習塾」	88.9%

この場合、「高等専修学校」と「サポート校」の値100.0%が最大値、「学習塾」の88.9%が最小値として示される。

参考・引用文献

- 藤田英典(1991)「文化としての学校、組織としての学校—研究領域および正当性問題を中心として—」『教育学研究』第58巻第3号、20～30頁、日本教育学会
 木原孝博・武藤孝典・熊谷一乗・藤田英典編著(1993)『学校文化の社会学』福村出版
 菊地栄治(1996)「〈ゆらぎ〉としての単位制高校」『国立教育研究所研究集録』第32号、17～29頁
 久富善之(1996)「学校文化の構造と特質」堀尾輝久・久富善之他編『講座学校6 学校文化という磁場』7～41頁、柏書房
 耳塚寛明(1986)「学校文化」日本教育社会学会編『新教育社会学辞典』117～118頁、東洋館出版社
 耳塚寛明(1993)「学校文化」森岡清美・塩原勉・本間康平編集代表『新社会学辞典』206頁、有斐閣
 鈴木慶一(1990)「新タイプの高校とは何か—単位制

高校と高校の多様化をめぐって』労働旬報社
田口正敏 (1999) 「サポート校・フリースクール・フ
リースペースについて」『こころの科学』87号, 54~60
頁, 日本評論社
山口経済出版・教育オムニバス編集部編 (2001) 『小

中高・不登校生の居場所探し 全国フリースクール
ガイド2001~2002年版』りいふ・しゅっぱん
山口経済出版・教育オムニバス編集部編 (2002) 『通
信制高校があるじゃん! 02~03年版』りいふ・しゅ
っぱん

School Culture in Supportive Schools for Correspondence High School Students:

To Explicate the Quality of 'School Culture'

Hiromi ENDO

The purpose of this paper is to describe the configuration of school culture in supportive schools for correspondence high school students.

Recently, we can see various kinds of high school and school culture in the age of school system reform. That is, school culture is swaying. However, previous studies of school culture have been assumed only legitimated schools. The study of school culture is needed to take a different approach from these.

This paper focuses on school culture in 'supportive school'. Despite the fact that 'supportive school' does not have the legitimacy based on Law of School Education, it supports correspondence high school students to graduate. In other words, 'supportive school' is one of marginal educational facilities; therefore the sway of school culture will be clear in 'supportive school'.

I investigated marginal educational facilities including 'supportive school' by questionnaire to get overviews of 'school culture'.

The results are as follows;

- 1) Adopting 'school culture' in marginal educational facilities is strongly related to the legitimacy of school system. And these facilities have extensive choices in adopting 'school culture'.
- 2) 'Supportive school' has extensive choices in adopting 'school culture' because they have no logic to rely on in adopting 'school culture'.